

身延町地域情報通信施設整備運営事業

実施方針

平成 19 年 6 月

身 延 町

目 次

| | | |
|------|---|----|
| I. | 特定事業の選定に関する事項..... | 2 |
| 1. | 事業内容に関する事項..... | 2 |
| 2. | 特定事業の選定方法等に関する事項..... | 5 |
| II. | 民間事業者の募集及び選定に関する事項..... | 6 |
| 1. | 民間事業者選定の方法..... | 6 |
| 2. | 選定の手順及びスケジュール..... | 6 |
| 3. | 応募者の備えるべき参加資格要件..... | 9 |
| 4. | 審査及び選定に関する事項..... | 10 |
| 5. | 応募に係る提出書類の取扱い..... | 11 |
| 6. | 特別目的会社の設立等..... | 11 |
| III. | 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..... | 12 |
| 1. | リスク分担の考え方..... | 12 |
| 2. | 選定事業者の責任の履行に関する事項..... | 12 |
| 3. | 事業の実施状況のモニタリング..... | 12 |
| IV. | 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項..... | 14 |
| 1. | 施設に関する事項..... | 14 |
| 2. | 土地に関する事項..... | 14 |
| V. | 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項..... | 15 |
| 1. | 係争事由に係る基本的な考え方..... | 15 |
| 2. | 管轄裁判所の指定..... | 15 |
| VI. | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項..... | 15 |
| 1. | 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合..... | 15 |
| 2. | 町の事由により本事業の継続が困難となった場合..... | 15 |
| 3. | その他の事由により本事業の継続が困難となった場合..... | 15 |
| 4. | 金融機関等と町との協議..... | 15 |
| VII. | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 16 |
| 1. | 法制上及び税制上の措置に関する事項..... | 16 |
| 2. | 財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 16 |
| 3. | その他の支援に関する事項..... | 16 |

| | |
|-------------------------------|----|
| VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項..... | 16 |
| 1. 議会の議決..... | 16 |
| 2. 情報公開及び情報提供..... | 16 |
| 3. 応募に伴う費用の負担..... | 16 |
| 4. 問合わせ先..... | 16 |

様式1. 実施方針等に関する質問書

様式2. 実施方針等に関する意見書

添付資料1. リスク分担表(案)

別添資料1. 設計・建設業務要求水準書(案)

別添資料2. 業務要求水準書(案)

身延町（以下「町」という。）は、身延町地域情報通信施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

身延町地域情報通信施設整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

身延町長 依田 光弥

(3) 事業目的

身延町（以下「町」という。）では、下部地区に CATV を中核とした町営の農村情報連絡施設である下部コミュニケーションテレビ（以下「SCT」という。）が平成4年に構築され町により直接運営を行っている。しかし、現在の施設は構築後15年以上が経過し、伝送路その他の機器類が老朽化している。とりわけ、2011年から始まる地上デジタル放送に対応できない施設であり、現在使用している伝送路機器類の生産中止などを勘案すると、全面的に施設を再構築する必要がある。また、下部地区は大半が県内地上デジタル波を受信できない地域であり、デジタル対応できる確実な CATV の整備が求められている。さらに、光ファイバーによる地域公共ネットワークの整備やブロードバンド環境の整備などを行う必要がある。

このため、町では下部地区における既存 SCT の伝送路及び機器類を選定事業者に譲渡し、施設を再構築し、CATV 再送信、音声告知放送システムによる行政情報の継続、地域公共ネットワークの整備やブロードバンド環境の整備を行うこととした。身延町地域情報通信施設の整備に当たっては、PFI 手法を導入し、民間の資金、経営能力及び技術能力活用による事業期間を通じたライフサイクルコストの削減、性能発注によるコスト縮減等、財政資金の効率的な活用を図ることを目指す。

(4) 事業概要

1) 事業の範囲

下部地区を対象とする以下の業務。

施設の設計及び建設業務

ア. 次の施設の設計・建設等（完成後の同軸ケーブルの撤去を含む）

- ・全世帯への伝送路施設（FTTH）
- ・地域公共ネットワーク（公共施設間光ファイバー引き込み：メディアコンバータまで）

- ・サブセンター施設（下部地区内）
- ・光長距離用送受信機（民間CATV局内）
- ・完成後の同軸ケーブルの撤去

イ．事前調査

ウ．各種申請

維持管理業務

ア．設備保守

イ．障害対応

運營業務

ア．運営サービス提供

- ・音声告知放送
- ・地域公共ネットワーク
- ・基本チャンネルの再送信
- ・衛星放送等の多チャンネルサービス
- ・インターネットサービス
- ・選定事業者が提案するその他サービス

イ．営業

ウ．顧客管理

エ．苦情処理

オ．使用料の徴収

移行期間中の既存施設に係る維持管理業務及び運營業務

選定事業者による新サービスが開始されるまでの間、SCTに加入する町民が既存サービスを引き続き享受できるようにするため、移行期間中は以下の業務も行うこと。

- * 移行期間：町より業務継承を受けた日（平成20年10月1日を予定している。）～
供用開始（平成22年4月1日を予定している。）まで

ア．既存施設の維持管理業務

イ．既存施設の運營業務

その他

ア．既存SCT施設の譲受（町は既存SCT施設や機器を選定事業者に譲渡する）

イ．事業期間中、事業者所有施設の町への無償による貸与

2) 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から、平成 32 年 3 月までの期間とする。

設計・建設期間 : 事業契約締結日の翌日(平成 20 年 7 月を予定)~平成 22 年 3 月

維持管理及び運営期間 : 平成 22 年 4 月~平成 32 年 3 月 (*)

(*)

- ・工事を終了した世帯から新たなサービスを提供し、維持管理及び運営業務を開始する。
平成 22 年 4 月 1 日には全世帯がサービスを楽しむことができるようにする。
- ・同軸ケーブルの撤去は、遅くとも平成 23 年 3 月までには完了させるものとする。
- ・町は事業期間終了後も引き続き本事業を継続することを希望しており、事業継続について、事業期間が終了する 3 年前に、町と選定事業者は、協議を始めるものとする。

3) 事業方式

本事業は、BOO 方式(事業者が当該施設の設計、建設、維持管理、運営を行い、事業終了後も所有権を有する)により実施する。

(5) 選定事業者の収入及び費用に関する事項

1) 町が支払うサービス料

音声告知放送、地域公共ネットワークのサービスを提供するために必要となる施設の設計・建設、その後の維持管理、運営業務及び完成後の同軸ケーブルの撤去業務に対する対価として事業契約書に定める額を支払う。

2) 加入者からの使用料収入

加入者からの使用料収入は、直接選定事業者の収入となる。これをもって選定事業者は、移行期間中の既存施設に係る維持管理業務及び運営業務、基本チャンネルの再送信、衛星放送等の多チャンネルサービス、インターネットサービスを提供するために必要となる施設の設計・建設、その後の維持管理、運営業務の費用を回収するものとする。

事業期間中の使用料は以下のとおりとする。なお移行期間中に発生する維持管理・運営費は選定事業者の負担とする。

| 期間 | | 使用料(消費税込) |
|-------|---------------------------------------|---|
| 移行期間 | 平成 20 年 10 月 1 日~ 平成 22 年 3 月 31 日 | 現行の町の使用料(1,050 円) *ただし工事終了により新サービスを開始した世帯に対しては、翌月から選定事業者の提案額を徴収すること。 |
| 供用開始~ | 平成 22 年 4 月 1 日~ 平成 32 年 3 月 31 日 | 選定事業者の提案額 |

(6) 事業に必要とされる根拠法令等

P F I 法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ・ 有線テレビジョン放送法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 建築基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 環境基本法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 消防法
- ・ 地方自治法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ISO14001 (環境マネジメントシステム国際標準規格)
- ・ 環境物品等の調達の推進に関する法律 (グリーン購入法)
- ・ その他関連法令、条例、関係指針等

2 . 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

本事業について、業務の質が担保され、かつ町民のサービス向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合において、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定基準

以下の客観的評価を行い、評価の結果を町ホームページにおいて公表する。

コスト算出による定量的評価

選定事業者に移転されるリスクの検討

P F I 事業として実施することの定性的評価

上記 ~ を見込んだ V F M (Value For Money) の検討による総合的評価

11. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用する予定である。

2. 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

| 日程（予定） | 内容 |
|-------------|--|
| 平成 19 年 6 月 | 実施方針等の公表 実施方針等に関する質問・意見の受付 |
| 7 月 | 実施方針等に関する質問に対する回答公表 |
| 8 月 | 特定事業の選定・公表 |
| 10 月 | 入札説明書等の公表 入札説明書等に関する質問受付 |
| 11 月 | 入札説明書等に関する質問に対する回答公表 参加表明、資格確認申請の受付 |
| 12 月 | 資格確認結果の通知 |
| 平成 20 年 1 月 | 提案書の受付 |
| 平成 20 年 3 月 | 落札者の選定 |
| 平成 20 年 4 月 | 基本協定の締結 |
| 平成 20 年 6 月 | 仮契約の締結、事業契約の締結 |

実施方針等の公表

町ホームページによる公表

実施方針等の閲覧

町ホームページの他、以下の期間及び場所にて閲覧できる。

| | |
|----|--|
| 期間 | 平成 19 年 6 月 22 日（金）～平成 19 年 7 月 6 日（金） 土日祝祭日を除く、9 時～12 時、及び 13 時～17 時の間 |
| 場所 | 身延町役場総務課 |

実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

| | |
|------|---|
| 期間 | 平成 19 年 6 月 22 日（金）～平成 19 年 7 月 6 日（金） |
| 提出先 | 身延町 総務課 広聴広報担当 住所：〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 電話：0556-42-4800 メールアドレス：sct@town.minobu.lg.jp |
| 提出方法 | 質問・意見の内容を様式 1 に簡潔に記入の上、電子メールでのファイルの添付もしくは、フロッピーの郵送（印刷物も添付）にて下記あて先まで提出のこと。（ファイル形式は Microsoft Excel） |
| 提出者 | 本事業に関心のある法人であること |

実施方針等に関する質問に対する回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

| | |
|----|----------------------|
| 期間 | 平成 19 年 7 月 25 日（水）～ |
| 場所 | 町の担当ホームページ |

*実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、町ホームページへの掲載及びその他適宜の方法により速やかに公表し、その変更の内容がスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

特定事業の選定・公表

町は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業が P F I 事業として実施すべき事業か否かを評価し、P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

入札公告及び入札説明書等の公表

町は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業の入札の公告を公報等に掲載するとともに、実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案））を公表する。

入札説明書等に関する質問受付、 質問回答公表

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程等は、入札説明書にて提示する。

参加表明、資格確認申請の受付、 資格確認結果の通知

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

提案書の受付

資格審査を通過した応募者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査にあたって、町が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うことも予定している。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

落札者の選定

提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。

基本協定の締結

町は、事業契約締結に先立って、落札者又は落札者が設立する特別目的会社（以下、SPCという。）と基本協定を締結する。

選定事業者との事業契約

町は、SPCと事業契約を締結した時点で、正式に当該SPCを選定事業者として決定する。その後、町はSPCを指定管理者として指定する予定である。

3. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

1) 応募者について

応募者とは、単独企業あるいは複数の企業からなるグループとする。

単独企業で応募する場合は、その企業が構成員となる。グループで応募する場合は、構成員および協力企業を定め、グループは構成員および協力企業からなるものとする。ただし構成員のみでもよい。

グループで応募する場合は、代表者を定める。

2) 構成員と協力企業について

構成員とは、応募者を構成する企業のうちSPCに出資する者をいう。

協力企業とは、応募者の構成員以外の者で、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。

応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。

応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

(2) 構成員の参加資格要件

構成員は、次の要件を満たすこと。

有線テレビジョン放送免許を取得している者。

改正電気通信事業法の届出をしている者。

CATV事業の実績があること。

本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者。

(3) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者になれないものとする。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、町より指名保留又は指名停止措置を受けている者。ただし、協力企業の場合は、町との協議とする。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立その他類似の倒産手続きの開始をしている者。

最近1年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。町が本事業についてアドバイザー業務を委託した財団法人日本経済研究所、及び財団法人日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある次の事業者。

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所（法務アドバイザー）

・財団法人 AVCC（高度映像情報センター）（技術アドバイザー）
審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

（４）参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

４．審査及び選定に関する事項

（１）審査委員会

審査は、学識経験者、町職員等で構成する身延町 P F I 事業審査委員会において行う。審査委員会は、提案内容審査における審査基準の検討及び応募者から提出された提案書類の審査を行う。審査委員会のメンバー等については入札説明書と併せて公表する。

（２）審査及び選定

審査は、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。事業者の選定は、入札価格のほか、業務遂行能力、設計・建設、運営・維持管理等の提案内容、町が要求するサービス水準との適合性、事業計画の妥当性及び確実性等を総合的に評価する。町は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を本事業を実施する事業者として選定する。なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な基準については、入札説明書において示す。

[第一次審査]

- ・ 資格等要件等の具備
- ・ 本事業と同種業務の設計、建設、維持管理及び運営に関する経験等

第一次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提出書類を提出すること。提案方式等の詳細については、入札説明書において示す。

[第二次審査]

- ・ 本事業への基本的な考え方
- ・ 施設の設計・建設に関する事項
- ・ 施設の運営・維持管理に関する事項
- ・ 事業計画（資金調達及び収支計画を含む。）に関する事項

(3) 選定結果の公表

事業者の選定を行った場合には、その結果を速やかに町ホームページにて公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとは判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

5. 応募に係る提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表及びその他町が必要と認める時には、町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しない。なお、本提案書は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

6. 特別目的会社の設立等

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を設立する。なお、応募者の構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

III. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、PFI法の基本方針に示された「想定されるリスクを出来る限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、町及び選定事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及びPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインなどを踏まえ、町と選定事業者の責任分担は、原則として「添付資料1.リスク分担表(案)」によることとする。

2. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結にあたっては、事業契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

3. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

町は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、施設要求水準書、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

(2) モニタリングの実施時期及び概要

1) 基本設計・実施設計時

町は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

2) 工事施工時

選定事業者は、自ら工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に町から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、町が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

3) 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で町の確認を受ける。この際、町は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定められた水準を満たしていない場合には、町は補修又は改造を求めることができる。

4) 維持管理・運営段階

町は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

5) 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、町に報告しなければならない。

6) 事業契約終了時

町は、事業期間終了後も引続き本事業を継続することを希望しており、施設がその後も事業が継続できる状態であるか、事業期間終了にあたり、本施設の維持管理の状況等について検査する。なお、その状況が事業契約書で定めた条件に適合しない場合は、補修を求める。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

(4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、町の負担とする。

(5) サービス料の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合は、サービス料の減額の対象となる。減額の考え方については、入札説明書にて提示する。

IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設に関する事項

| | |
|------------------|---|
| CATV対象エリア | 身延町下部地区（旧下部町全域） |
| CATV整備方式 | 770MHz（双方向） FTTH方式 |
| 放送チャンネル | NHK総合、NHK教育、山梨放送、 テレビ山梨、フジテレビ、テレビ朝日、 テレビ東京 |
| 使用料 | 使用料は、事業者の提案とするが、県内の同種事業 の料金水準を勘案して設定すること。 |
| 自主放送（行政チャンネル） | なし （但し、選定事業者の提案でコミュニティチャンネル 等を放送することは構わない。その内容については町と協議すること。） |
| 衛星放送等の多チャンネルサービス | あり（10チャンネル以上） |
| インターネットサービス | あり（ベストエフォート式にて30Mbps以上） |
| 地域公共ネットワーク | 公共施設間の光ファイバーネットワーク |
| その他サービス | 音声告知放送、FM放送、選定事業者が提案するそ の他サービス |

*サブセンター施設については、町が設置場所を提供することを想定している。詳細は入札説明書にて記載する。

2. 土地に関する事項

建設及び維持管理運営に必要な範囲の土地は、原則として選定事業者は無償で使用することができる。

V. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、町と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

町は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

2. 町の事由により本事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

3. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

町及び選定事業者は、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

4. 金融機関等と町との協議

事業の継続性を確保する目的で、町は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶ用意がある。

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、町と選定事業者で協議を行う。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利子融資）の対象であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、町は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業者の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、入札提案を行うこと。

3. その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町と選定事業者で協議を行う。

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案は、平成19年町議会第3回定例会に提出する予定である。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、町のホームページにて適宜行う。

3. 応募に伴う費用の負担

応募者の本事業応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 問い合わせ先

| |
|--|
| 身延町 総務課 広聴広報担当 住所：〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 電話： 0556-42-4800 FAX： 0556-42-2127 メールアドレス：sct@town.minobu.lg.jp ホームページ http://www.town.minobu.lg.jp/ |
|--|

